

成人おめでとうございます！

20歳になったら 国民年金



おとなの仲間入りをする皆さまに知っていただきたいことがあります。それは、国民年金は年をとった時や、病気やケガなどいざという時の生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みだということです。

20歳以上60歳未満の日本国内にお住まいの方は、国民年金に加入することが義務付けられています。これから未来へと進む皆さまに、生涯寄り添う年金。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

加入手続きと、その後の流れ

① 「国民年金資格取得届」を提出してください

20歳の誕生月の前月に、日本年金機構から送られてくる「国民年金資格取得届」に必要事項を明記し、役場または年金事務所に提出してください。

また、保険料の若年者納付猶予制度や学生納付特例制度の申請書を同時に提出することもできます。



② 「年金手帳」が届きます

年金手帳は、年金の加入制度が変わったとき（例：国民年金→厚生年金保険）や年金の請求手続きなど、一生涯使用しますので大切に保管してください。

③ 「国民年金保険料納付書」が届きます

納付書で保険料を納めてください。（ご自身の生年月日の前日が含まれる月の分からの保険料）保険料は金融機関のほか、コンビニエンスストアでの納付、電子納付もできます。また、口座振替やクレジット納付も可能です。（詳しくは、お近くの年金事務所にお問い合わせください）

★納付書は保険料の納付猶予などを申請した方にもお送りしています。

納付、学生特例納付、未納の違いは？

学生納付特例期間は、将来受け取る年金の受給資格期間には参入されませんが、年金額には反映されません。

「納付」と「学生納付特例」と「未納」は右のように違います。

	老齢基礎年金		障害基礎年金 ^(注1) 遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	× ^(注2)	○
未納	×	×	×

(注1) 障害基礎年金および遺族基礎年金を受けるためには一定の要件があります。
(注2) 保険料を10年以内に納付(追納)すると年金額に反映されます。



詳しくは 高知西年金事務所 TEL088-875-1717 まで